

# 福岡縣農業者大會要領

主催 福岡縣農會  
福岡縣農村產業組合協會

日時 三月九日 午後一時  
會場 福岡市西中洲縣公會堂

## 次第

- 開會ノ辭
- 座長ノ推薦
- 情勢報告
- 代表演說
- 宣言決議
- 實行運動方法ノ決定
- 閉會ノ辭
- 萬歲三唱

## 宣言 (案)

今回米穀自治管理法其ノ他諸法案方議會ニ提出セラル、ニ當リ全國米穀商組合聯合會其ノ他ハ之ヲ以テ忽チ彼等ヲ窮地ニ陥ル、モノナリトナシ世論ヲ刺戟シテ政府ニ對シ猛烈ナル反對運動ヲ試ミ議會、各政黨ニ向ツテ強力ナル運動ヲ開始シ更ニ進ンデ産業組合ノ事業ヲ不當ニ制限シ其ノ活動ヲ阻止セントス

本來農會及産業組合ハ農村經濟活動ヲ共同化シ其ノ經濟勢力ヲ確立シ又都市並農村ノ聯携ヲ圓滑ナラシメントスルモノナルヲ以テ政府ハ米穀統制ヲ強化シ生産者並消費者ノ利益ヲ擁護セントシテ特ニ米穀自治管理法案ニ於テ農會及産業組合ニ對シ重要ナル任務ヲ負ハシメタルハ當然ノコトニ屬ス然ルニ右法案ノ議會通過ヲ阻止セントスルガ如キハ實ニ時代錯誤ノ主張ト謂フベク、若シ斯クノ如キ主張ニシテ實現スル事アランカ農村ノ更生ニ大ナル支障ヲ來シ農村經濟ヲ一層窮迫セシムルニ至ルベク國家將來ノ爲ニ眞ニ憂慮ニ堪エズ、依ツテ吾人ハ右諸法案方速ニ兩院ヲ通過シ其ノ實現ヲ見ルニ至ランコトヲ要望スルト共ニ産業組合ノ當然爲スベキ事業ヲ制限セントスルガ如キ農民ノ正當ナル權益ヲ阻止セントスルモノニ向ツテハ徹底的ニ之ヲ排撃セントス。

## 右宣言ス

## 決議 (案)

- 一、米穀、産繭、肥料、關係諸法案ノ速ニ原案無修正通過ノ貫徹ヲ期ス
- 二、産業組合事業ノ制限ニ關シテハ絕對ニ反對ス
- 三、此ノ際農業者ハ一層團結ヲ固クシ米穀自治統制ノ完璧ヲ期ス

## 右決議ス

昭和十年三月九日

## 福岡縣農業者大會

### 實行運動ノ方法

- 本大會ノ趣旨貫徹ヲ期スルタメ左記事項ヲ實行ス
- 一、各郡市ヨリ二名以上ノ委員ヲ選定シ即刻上京セシメ關係各方面ニ對シ猛運動ヲ開始スルコト
  - 二、各郡市農會並農村産業組合ハ直チニ個人名又ハ団体名ヲ以テ夫々各關係方面ニ對シ成ルベク多數打電シ之ヲ鞭撻スルコト
  - 三、本大會參會者一同ノ署名捺印ヲ以テ本日關係各方面へ陳情書ヲ提出スルコト
  - 四、全農業者ハ各郡市毎ニ大會ノ開催又ハ市町村毎ニ決意書ヲ作成シ選出代議士宛テ四日迄ニ到着スル様送付スルコト

## 福岡縣出身兩院議員宿所錄

氏名 住 電話番號

太田 清藏 東京市澁谷區穩田三ノ一六四 青山二六四